

宮津市公報

平成30年10月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

条 例

- 22 宮津市市税条例等の一部を改正する条例 1
23 宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 10

規 則

- 13 指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則 12
14 宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則 12

告 示

- 121 宮津市立小・中学校等漢字検定料補助金交付要綱及び宮津市立中学校等英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱 14
122 宮津漁師町観光商業センターの利用料金の承認 14
123 宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備、運営等の基準に関する要綱の一部を改正する要綱 14
124 ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務委託 17

公 告

- 40 宮津市職員採用試験【後期試験】実施要項 17
41 公示送達 22
42 公示送達 22
43 公示送達 22
44 宮津市営住宅の入居者の公募 23
45 農用地利用集積計画の縦覧 23
46 宮津市人事行政の運営等の状況の公表 23
47 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 28

教 育 委 員 会

《告 示》

- 16 宮津市教育委員会定例会の招集 28
17 宮津市教育委員会臨時会の招集 28

農 業 委 員 会

《告 示》

- 11 宮津市農業委員会総会の招集 29
12 宮津市農業委員会総会の招集 29

条 例

宮津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 9 月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第22号

宮津市市税条例等の一部を改正する条例
(宮津市市税条例の一部改正)

第 1 条 宮津市市税条例(昭和30年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第24条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条第 3 項中「この節」の次に「(第51条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第25条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同項第 2 号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第 2 項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第32条第 2 項中「当該」を「同表の」に改める。

第35条の 2 中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第35条の 5 中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第 1 号ア及び第 2 号ア中「においては」を「には」に改める。

第37条の 2 第 1 項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第 2 条第 1 項第33号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第50条の 3 中「(以下この節)」を「(次条第 1 項)」に改める。

第50条の 5 第 1 項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「第50条の 5 第 1 項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第51条第 1 項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の 3 項を加える。

10 法第321条の 8 第42項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第63条の 2 第 1 項第 1 号中「以下固定資産税」の次に「及び都市計画税」を加え、「」又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税及び都市計画税について同じ。)」を加える。

第92条を第92条の 2 とし、第 2 章第 4 節中同条の前に次の 1 条を加える。

(製造たばこの区分)

第 9 2 条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたもの)に限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税

率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第2条の4第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第6条の3第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第6条の3第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改める。

附則第6条の3第15項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第14項を同条第21項とし、同条第13項を同条第20項とし、同条第12項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第11項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第10項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同項の前に次の5項を加える。

12 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める

割合は、4分の3とする。

附則第6条の3中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、同条第7項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項の次に次の2項を加える。

7 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第6条の4第3項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

11 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第13条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

附則第16条の2を附則第16条の3とし、附則第16条を附則第16条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第16条 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第17条の2中「附則第16条第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「附則第16条第2項」を「附則第16条の2第2項」に、「附則第16条第4項」を「附則第16条の2第4項」に改める。

第2条 宮津市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第6条の3第20項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第21項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附則第18条中「第44項」を「第43項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

第3条 宮津市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4」を「0.6」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 宮津市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 宮津市市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（宮津市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 宮津市市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「宮津市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「宮津市市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中宮津市市税条例第92条を第92条の2とし、同条例第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中宮津市市税条例第37条の2第1項の改正規定及び同条例附則第13条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中宮津市市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中宮津市市税条例第24条第1項及び第3項並びに第51条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日

- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中宮津市市税条例第25条第1項第2号及び同条第2項の改正規定並びに同条例第35条の2及び第35条の5の改正規定並びに同条例附則第2条の4の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の宮津市市税条例（次条第1項において「新条例」という。）第24条第1項及び第3項並びに第51条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例によ

る。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(宮津市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第38号)附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総務省令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第18条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条	第98条第1項若しくは第2項、	宮津市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第22号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第6条第3項、
第18条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第18条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第119条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の宮津市市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第18条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条	第98条第1項若しくは第2項、	宮津市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第22号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第18条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第18条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第119条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

- 5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

- 第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の宮津市市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第18条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字

句とする。

第18条	第98条第1項若しくは第2項、	宮津市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第22号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項、
第18条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則11条第2項
第18条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第119条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（都市計画税に関する経過措置）

第12条 第1条による改正後の宮津市市税条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月28日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第23号

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

「

一般事務補助員	日額	6,800円
火葬場作業員	時間額	1,258円
保育士	日額	7,000円

保育士（早朝保育等）	時間額	1,129円
放課後児童クラブ指導員	日額	6,800円
介護福祉士	同	7,200円
看護師	同	7,200円

を

「

一般事務補助員	日額	7,000円
火葬場作業員	時間額	1,265円
保育士	日額	7,200円
保育士（早朝保育等）	時間額	1,161円
放課後児童クラブ指導員	日額	7,000円
介護福祉士	同	7,400円
看護師	同	7,400円

に、

「

栄養士	日額	7,200円
保健師	同	7,500円

を

「

栄養士	日額	7,400円
保健師	同	7,700円

に

「

公園プール監視員	同	1,000円
公園プール監視補助員	同	870円
草刈作業員	同	1,230円以内
養護師	日額	7,000円
用務員	同	6,900円
給食調理員	同	6,900円
幼稚園教諭	同	7,000円
埋蔵文化財調査員	同	8,700円
埋蔵文化財調査補助員	同	8,300円
埋蔵文化財作業員	同	7,500円
埋蔵文化財整理員	同	7,100円
埋蔵文化財整理作業員	同	6,800円

を

「

公園プール監視員	同	1,030円
公園プール監視補助員	同	900円
草刈作業員	同	1,250円以内
養護師	日額	7,200円
用務員	同	7,100円
給食調理員	同	7,100円
幼稚園教諭	同	7,200円
埋蔵文化財調査員	同	8,900円
埋蔵文化財調査補助員	同	8,500円
埋蔵文化財作業員	同	7,700円
埋蔵文化財整理員	同	7,300円

に改め、同表その他の項中「7,500円」

埋蔵文化財整理作業員	同	7,000円
------------	---	--------

を「7,700円」に、「968円」を「994円」に改める。

(宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和60年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第88号中「71,300円」を「73,500円」に改め、同表第113号中「67,800円」を「69,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

規 則

指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

宮津市長 城崎雅文

宮津市規則第13号

指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則(平成18年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第9号及び第10号を削る。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

* * *

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

宮津市長 城崎雅文

宮津市規則第14号

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する規則(平成29年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、法第115条の45の5第1項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定をしてはならない。

- (1) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (2) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第35条の2で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (3) 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令第35条の3で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法(昭和25年法律第226

- 号)の規定による国民健康保険税を含む。以下「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。)を引き続き滞納している者であるとき。
- (5) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)又はその事業所を管理する者その他の政令第35条の4で定める使用人(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。
- (6) 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として施行規則第126条の3第1項で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として施行規則第126条の3第2項で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として施行規則第126条の3第3項で定めるもののうち、当該申請者と施行規則第126条の3第4項で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- (7) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (8) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として施行規則第126条の4で定めるところにより市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (9) 第7号に規定する期間内に施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 申請者が、指定事業者の指定の申請前5年以内に法第115条の45で規定する地域支援事業又は法第23条に規定する居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (11) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第5号まで又は第7号から前号までのい

いずれかに該当する者のあるものであるとき。

(12) 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第1号から第5号まで又は第7号から第10号までのいずれかに該当する者であるとき。

第8条中第9号を削り、第10号を第9号とする。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

告 示

宮津市告示第121号

宮津市立小・中学校等漢字検定料補助金交付要綱及び宮津市立中学校等英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年9月6日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市立小・中学校等漢字検定料補助金交付要綱及び宮津市立中学校等英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

(宮津市立小・中学校等漢字検定料補助金交付要綱の一部改正)

第1条 宮津市立小・中学校等漢字検定料補助金交付要綱（平成30年告示第54号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「準2級まで」を「当該検定級」に改める。

(宮津市立中学校等英語検定料補助金交付要綱の一部改正)

第2条 宮津市立中学校等英語検定料補助金交付要綱（平成30年告示第55号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「準2級まで」を「当該検定級」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第122号

宮津漁師町観光商業センターの利用料金を次のとおり承認したので、宮津漁師町観光商業センター条例施行規則（平成30年規則第1号）第5条第3項の規定により告示する。

平成30年9月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 利用料金

区分	使用の単位	利用料金の額
飲食・物販・加工施設	使用面積1平方メートルにつき1月	2,376円
体験工房	使用面積1平方メートルにつき1月	1,080円

2 適用年月日

平成30年10月1日

* * *

宮津市告示第123号

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備、運営等の基準に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年9月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備、運営等の基準

に関する要綱の一部を改正する要綱

宮津市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備、運営等の基準に関する要綱（平成29年告示第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第47条・」を「第46条の2」に改める。

本則（第15条の見出し、第26条第3項第3号及び第37条を除く。）中「介護予防支援事業者等」を「地域包括支援センターの設置者」に、「介護予防サービス計画等」を「介護予防サービス・支援計画」に、「当該計画等」を「当該計画」に改める。

第6条第1項中「第3条第1項」の次に「第1号」を加え、同条第2項中「又は第44条第1項に規定する指定訪問型サービスA事業者」及び「又は指定訪問介護相当サービスの事業と第43条に規定する指定訪問型サービスAの事業」を削り、「指定訪問介護又は第43条に規定する指定訪問型サービスA」を「又は指定訪問介護」に改め、同条第4項中「指定居宅サービス等基準第5条第4項に規定する厚生労働大臣が定める者」を「厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）第1号又は第2号に定める者」に改め、同条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第9条第1項中「重要事項に関する規程」を「運営規程」に改める。

第11条中「という」を「と総称する」に改める。

第15条の見出し中「介護予防支援事業者等」を「地域包括支援センターの設置者等」に改め、同条第1項中「提供する者」の次に「（以下「地域包括支援センターの設置者等」という。）」を加える。

第16条中「という」を「と総称する」に改める。

第26条第3項中「同じ。）は」の次に「、第41条に規定する業務のほか」を加え、同項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 地域包括支援センターの設置者等に対し、指定訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第26条第3項第3号中「介護予防支援事業者等」を「地域包括支援センターの設置者等」に改め、同項第8号中「指定訪問介護相当」を削る。

第27条中「規程」の次に「（以下この章において「運営規程」という。）」を加える。

第31条中「重要事項に関する規程」を「運営規程」に改める。

第32条第3項中「当該利用者」を「利用者」に改める。

第33条の次に次の1条を加える。

（不当な働きかけの禁止）

第33条の2 指定訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画の作成又は変更に関し、地域包括支援センターの従業者又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第35条第3項中「報告等」を「文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会」に改め、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 指定訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定訪問介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定訪問介護相当サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

第37条第1項中「介護予防支援事業者等」を「地域包括支援センターの設置者等」に改める。

第41条第9号中「介護予防サービス計画」を「介護予防サービス・支援計画」に改める。

第44条第2項中「第3条第1項」の次に「第1号」を加え、同条第4項中「第5条第1項から第4項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に、「第6条第1項から第4項まで」を「第6条第1項から第5項まで」に改める。

第3章第4節中第47条の前に次の1条を加える。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第46条の2 指定訪問型サービスA事業所の管理者は、当該指定訪問型サービスA事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業所の管理者は、当該指定訪問型サービスA事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者（第44条第3項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この章において同じ。）は、第50条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定訪問型サービスAの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センターの設置者との連携に関すること。

(4) 従業者（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(5) 従業者の業務の実施状況を把握すること。

(6) 従業者の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(7) 従業者に対する研修、技術指導等を実施すること。

(8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

第48条中「第9条から第27条まで」を「第9条から第25条まで、第27条」に、「第25条、第26条」を「第25条」に改め、「第26条中「第6条第2項」とあるのは「第44条第3項」と」を削る。

第50条第2号中「(第44条第3項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この章において同じ。)」を削る。

第53条第1項第1号中「合計」を「合計数」に改め、同項第3号中「、指定地域密着型通所介護事業者」を「又は指定地域密着型通所介護事業者」に改め、「又は第69条第1項に規定する指定通所型サービスA事業者」を削り、「、指定通所介護相当サービスの事業と指定地域密着型通所介護」を「又は指定通所介護相当サービスの事業と指定地域密着型通所介護」に改め、「又は指定通所介護相当サービスの事業と第68条に規定する指定通所型サービスAの事業」を削り、「、指定地域密着型通所介護又は第68条に規定する指定通所型サービスA」を「又は指定地域密着型通所介護」に改め、同条第2項中「サービスの利用定員」を「サービス事業所の利用定員」に改める。

第55条第2項中「前項の」を「前項に掲げる」に改め、同条第3項中「第1項の」を「第1項に掲げる」に改める。

第56条第5項中「当該利用者」を「利用者」に改める。

第57条第1項中「従業者」を「従業者の管理」に、「業務の管理」を「管理」に改める。

第58条第4号中「サービス」を「サービス事業所」に改める。

第64条中「第31条から第38条まで」を「第31条から第33条まで、第34条から第38条まで」に、「第27条」を「第27条に規定する運営規程」に、「第58条」を「第58条に規定する重要事項に関する規程」に改める。

第70条第1項中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削る。

第72条第2項中「利用定員」の次に「(当該指定通所型サービスA事業所において同時に指定通所型サービスAの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)」を加え、同条第3項中「第1項

の」を「第1項に掲げる」に改める。

第75条中「第31条から第38条まで」を「第31条から第33条まで、第34条から第38条まで」に、「第27条」を「第27条に規定する運営規程」に、「第58条」を「第58条に規定する重要事項に関する規程」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第124号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務を平成30年9月3日から平成31年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年9月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

収納事務受託者

住 所	氏 名
東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2F	株式会社アイモバイル

公 告

宮津市公告第40号

宮津市職員採用試験【後期試験】実施要項

平成31年度宮津市職員採用試験【後期試験】を次のとおり実施します。

平成30年9月5日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 試験区分、受験資格及び採用予定者数

(1) 一般試験

試験区分	受 験 資 格
一般事務職	次のいずれかに該当する方 ① 平成2年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は平成31年3月末日までに卒業見込みの方 ② 平成10年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校（同程度と認めるものを含む。）を平成30年3月に卒業した方又は平成31年3月末日までに卒業見込みの方
一般事務職 (身体障害者 対象)	次のいずれかに該当する方 ① 平成2年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は平成31年3月末日までに卒業見込みの方で、身体障害者手帳の交付を受けている方 ② 平成10年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校（同程度と認めるものを含む。）を平成30年3月に卒業した方又は平成31年3月末日までに卒業見込みの方で、身体障害者手帳の交付を受けている方
建築技術職	平成2年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（建築）課程を修得し卒業した方又は平成31年3月末日までに卒業見込みの方

土木技術職	平成2年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（土木）課程を修得し卒業した方又は平成31年3月末日までに卒業見込みの方
保健師	平成2年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方（平成31年3月末日までに同免許の取得見込みの方を含む。）
社会福祉士	平成2年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士資格を有する方（平成31年3月末日までに同資格の取得見込みの方を含む。）

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

※ 「保健師」及び「社会福祉士」において、免許等を取得見込みで受験した方が、平成31年3月末日までに免許等を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

(2) 社会人試験

試験区分	受 験 資 格
建築技術職	次のいずれにも該当する方 ① 昭和48年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、1級又は2級建築士のいずれかの資格を有する方 ② 民間企業等で職務経験（建築関係業務に限る。）が5年以上ある方（平成30年9月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。
土木技術職	次のいずれにも該当する方 ① 昭和48年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門又はこれに準ずる部門）のいずれかの資格を有する方 ② 民間企業等で職務経験（土木関係の設計業務、施工管理等の業務に限る。）が5年以上ある方（平成30年9月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。
保健師	次のいずれにも該当する方 ① 昭和48年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、保健師免許を有する方 ② 民間企業等で職務経験（保健師業務に限る。）が3年以上ある方（平成30年9月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。
社会福祉士	次のいずれにも該当する方 ① 昭和48年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、社会福祉士資格を有する方 ② 民間企業等で職務経験（社会福祉士業務に限る。）が5年以上ある方（平成30年9月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

(3) 採用予定者数 ((1)一般試験と(2)社会人試験の合計人数)

試験区分	採用予定者数
一般事務職	若干名
一般事務職 (身体障害者対象)	若干名
建築技術職	若干名
土木技術職	若干名
保健師	若干名
社会福祉士	若干名

2 試験の日時及び場所

区分	第1次試験	第2次試験
日時	平成30年10月14日(日) 午前8時30分(午前8時20分集合)	第1次試験合格者に文書で通知します。
場所	旧宮津市保健センター 宮津市福祉センター	宮津市役所

※ 一般事務職(身体障害者対象)の試験については、受験上必要となる配慮の状況により、試験日時等を変更する場合があります。

3 試験方法及び内容

(1) 一般試験

第1次試験

①試験科目

区分	試験科目
一般事務職	一般教養試験・作文・適性検査
一般事務職 (身体障害者対象)	一般教養試験・作文・適性検査
建築技術職	一般教養試験・専門試験(建築)・適性検査
土木技術職	一般教養試験・専門試験(土木)・適性検査
保健師	一般教養試験・専門試験(保健師)・適性検査
社会福祉士	一般教養試験・作文・適性検査

②試験方法・内容

一般教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数40題・試験時間2時間 (出題分野) 時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専門試験	多枝選択式筆記試験・出題数30題 試験時間2時間(高校卒、保健師は1時間30分)
建築 (大学・短大・高専)	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工
建築 (高校卒)	数学・物理、情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工
土木 (大学・短大・高専)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施工
土木 (高校卒)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
事務適性検査	筆記試験 試験時間10分
作文	筆記試験 試験時間50分

第2次試験

①身体検査

健康診断書提出により審査（健康診断書は、平成30年9月5日以後に診断されたものに限ります。）

②個別面接

(2) 社会人試験

第1次試験

①試験科目

区 分	試 験 科 目
建築技術職	基礎教養試験・適応性試験・作文
土木技術職	
保 健 師	
社会福祉士	

②試験方法・内容

基礎教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数75題・試験時間1時間30分 (出題分野) 社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考を問う分野の3分野から出題 (備考) 受験者が仕事をしながら受験することを考慮した、受験のための特別な準備が必要のない内容
適応性検査	筆記試験 試験時間20分
作 文	作文については、下記の記入要領に基づき、試験日当日に持参し、提出してください。 【作文の記入要領】 課題：「自らの職務経験を宮津市政に活かす方策について」 上記の課題について、次に掲げる項目に従って、A4用紙に1200字以内で記述してください。(ワープロ打ちでも可としますが、氏名は自署してください。) (1) 応募する職種に関する分野において、宮津市又は地方自治体を取り巻く現状・課題認識 (2) (1)の現状・課題を踏まえ、自らの職務経験を宮津市政にどう活かしていきたいか

第2次試験

①身体検査

健康診断書提出により審査（健康診断書は、平成30年9月5日以後に診断されたものに限ります。）

②個別面接

自らの職務経験や宮津市政への活かし方等について、プレゼンテーション方式で説明・提案していただきます。

4 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
第1次合格発表	11月上旬(予定)	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	11月下旬(予定)	

※ 電話による可否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、宮津市職員採用候補者名簿に登載し、必要に応じ採用します。なお、この

名簿の有効期間は、平成32年3月31日までです。

6 採用予定年月日

平成31年4月1日

※ 既に基準学歴の学校を卒業している方又は資格職で既に資格を有する方のうち、早期採用が可能な場合は、調整の上、平成30年度中の採用となる場合があります。

7 受験申込みの方法

提出書類	<p>《一般試験》</p> <p>①受験申込書（写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き）</p> <p>②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込証明書</p> <p>③最終学年までの成績証明書</p> <p>※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。</p> <p>④保健師免許状の写し（保健師受験者のみ。）</p> <p>※取得見込で受験される方は受験申込時には不要。</p> <p>⑤社会福祉士資格の写し（社会福祉士受験者のみ。）</p> <p>※取得見込で受験される方は受験申込時には不要。</p> <p>⑥身体障害者手帳の写し（一般事務職（身体障害者対象）受験者のみ。）</p> <p>《社会人試験》</p> <p>①受験申込書（写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き）</p> <p>②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）</p> <p>③最終学年までの成績証明書</p> <p>※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。</p> <p>※最終学年までの成績証明書について、学校における保管期間が過ぎたことにより発行ができない場合は、成績証明書不発行証明書を提出してください。</p> <p>④職務経歴書</p> <p>⑤資格・免許状の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築技術職…1級又は2級建築士のいずれかの資格の写し ・土木技術職…1級土木施工管理技士又は技術士のいずれかの資格の写し ・保健師…保健師免許状の写し ・社会福祉士…社会福祉士資格の写し
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書し、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、82円切手をはったもの）を同封してください。
申込先	宮津市役所総務部総務課職員係（本館3階）

(注) 宮津市のホームページに試験実施要領及び申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードしてA4版の白紙に黒色で印刷し、それに必要事項を記入の上提出することもできます。

(ホームページアドレス <http://www.city.miyazu.kyoto.jp>)

8 受験申込みの受付期間

平成30年9月5日（水）から平成30年9月28日（金）まで

〈受付時間〉午前8時30分～午後5時

※ 郵送の場合は、9月28日（金）〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

※ 受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、10月5日（金）までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

※ 日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。

※ 身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

9 給与等 (平成30年4月1日現在)

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
初任給	179,200円	159,800円	147,100円

※ 社会人など職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

※ 宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、直接来庁してください。（電話、はがき等による請求では開示できません。）

区 分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び 総合得点	各合格発表の 日から2週間	宮津市役所本館3階（総務部総務課職員係） （土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）
第2次試験		総合順位		

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係（本館3階）

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1 直通番号 (0772)45-1603

代表番号 (0772)22-2121内線231・232

【参考】

地方公務員法第16条（抄）

- 成年被後見人又は被保佐人
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

会場位置図（略）

————— * * * —————

宮津市公告第41号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成30年9月5日

宮津市長 城崎雅文

（以下揭示済）

————— * * * —————

宮津市公告第42号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成30年9月5日

宮津市長 城崎雅文

（以下揭示済）

————— * * * —————

宮津市公告第43号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成30年9月11日

宮津市長 城崎雅文

（以下揭示済）

* * *

宮津市公告第44号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

平成30年9月20日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
鳥が尾	宮津市字喜多	16,600～32,600	1	3DK
宮村上	宮津市字宮村	21,700～42,700	1	2DK
鳥が尾	宮津市字喜多	9,500～20,300	2	2DK

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民部市民課市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成30年10月1日（月）から平成30年11月30日（金）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略

先着順(同日に複数の申込みがあった場合は住宅困窮度判定等により決定します。)

6 入居時期 入居決定した日から約1か月後

* * *

宮津市公告第45号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成30年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成30年9月25日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 平成30年9月25日
至 平成30年10月8日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第46号

宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）第6条第1項の規定により、平成29年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成30年9月28日

宮津市長 城崎雅文

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部局別職員の採用状況（平成29年度）

部局	採用者数
市長の事務部局	8人

(2) 部局別職員の退職状況（平成29年度）

部 局	退職者数
市長の事務部局	9人
議会の事務部局	1人
教育委員会の事務部局	2人
公営企業の職員	2人
合 計	14人

(3) 部局別職員数の状況

部 局	区 分	平成29年4月1日			(参考) 平成28年4月1日
		職員数	男	女	
市長の事務部局		179人	118人	61人	177人
議会の事務部局		4人	2人	2人	4人
選挙管理委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
監査委員の事務部局		1人	1人	0人	1人
教育委員会の事務部局		38人	16人	22人	39人
農業委員会の事務部局		2人	2人	0人	2人
公平委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
公営企業		11人	9人	2人	11人
合 計		235人	148人	87人	234人

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法に基づき、平成28年度より、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するため、能力評価及び業績評価からなる人事評価制度を実施しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成29年度普通会計決算）

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)	(参考) 28年度の人件費
14,193,587千円	2,075,564千円	14.6%	2,058,770千円 (17.1%)

※ 平成29年度普通会計（一般会計と休日応急診療所事業特別会計）決算に占める人件費の割合です。人件費には、一般職のほか、市長などの給与、議会議員、消防団員などの特別職に支給される報酬が含まれています。

(2) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	一般行政職		技能労務職		特別措置
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	
宮津市	320,640円	42.2歳	341,715円	54.7歳	行政職6級5.0% 行政職5級3.0% 削減措置後
(参考)国	330,531円	43.6歳	286,833円	50.6歳	

※ 一般行政職とは、税務職、看護・保健職など専門職を除く職種です。なお、給料月額は税金や保険料等控除前の金額です。

(3) 職員（一般行政職）の初任給等の状況（平成29年度）

区 分	宮津市		(参考) 国	
	初任給	採用経過2年経過日の給料月額	初任給	採用経過2年経過日の給料月額
大学卒	178,200円	190,100円	178,200円	190,100円
高校卒	146,100円	154,500円	146,100円	154,500円

(4) 職員（一般行政職）の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
大学卒	233,100円	368,824円	382,421円
高校卒	229,300円	310,300円	345,600円

(5) 職員（一般行政職）の級別職員数の状況（平成29年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任 主査	課長補佐 係長 主任	課長	部長	
職員数	16人	28人	47人	47人	26人	9人	173人
構成比	9.2%	16.2%	27.2%	27.2%	15.0%	5.2%	100.0%

(6) 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区分		月額等		特別措置	
給料	市長	675,000円		25%削減措置後	
	副市長	584,000円		20%削減措置後	
報酬	議長	430,000円			
	副議長	370,000円			
	議員	350,000円			
期末手当			6月期	12月期	年間計
	市長・副市長		1.55月分	1.70月分	3.25月分
	議長・副議長・議員		1.55月分	1.70月分	3.25月分

(7) 主な職員手当の状況（平成29年4月1日現在）

区分	宮津市			(参考) 国			
	支給対象	支給額等			期末手当	勤勉手当	
期末・勤勉手当	基準日(6月1日・12月1日)の在職職員	支給期	期末手当	勤勉手当	同制度		
		6月期	1.225月分	0.85月分			
		12月期	1.375月分	0.85月分			
		年間計	2.60月分	1.70月分			
※退職手当	退職職員	(加算措置) 職制上の段階、職務の級等による加算制度有			同制度		
		勤続区分	自己都合	早期・定年			
		勤続20年	20.445月分	25.55625月分			
		勤続25年	29.145月分	34.5825月分			
		勤続35年	41.325月分	49.59月分			
最高限度額	49.59月分	49.59月分					
扶養手当	扶養親族を有する職員	扶養親族区分		月額	同制度		
		配偶者		10,000円			
		その他		8,000円～10,000円			
		(加算措置) 16歳～22歳の扶養親族加算 5,000円					
住居手当	借家等に居住し家賃を支払っている職員	住居区分		月額	同制度		
		借家等(最高支給限度額)		27,000円			
通勤手当	通勤距離(片道)2km以上の職員	通勤方法	月額			同制度	
		交通用具(自動車等)	(2km) 2,000円～ (60km) 29,400円 駐車場加算 月額3,000円まで				
管理職手当	課長級以上の管理職員	部長級	給料月額×14%			本府省 課長等 など	130,300円
		課長級	給料月額×10%				

時間外・休日勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員	勤務日の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価 ×1.25 (深夜勤務は1.5)	同制度
		週休日等(土・日・祝日等)の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価 ×1.35 (深夜勤務は1.6)	
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務等で、給与上特別の考慮を必要とする職員に支給(全5種類)			全27種類
	代表的なもの	社会福祉業務 1回2,000円 (死亡人収容業務)		
その他の手当	単身赴任手当・宿日直手当・管理職員特別勤務手当			同制度

※平成17年4月1日から京都府市町村職員退職手当組合に加入しています。平成17年4月1日以降の退職者については、同組合から退職手当が支給されます。(支給率は、同組合の条例による支給率です。)

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(本庁など標準的なもの)

1週間の勤務時間 (月曜日～金曜日)	始業時間	終業時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時～午後1時

(2) 職員の年次有給休暇

制度概要	(参考)平成29年の平均取得日数
1年につき20日付与(ただし、20日を限度に翌年へ繰り越し可)	9.4日

(3) その他の休暇・休業制度

休暇の種類	内 容		休暇日数
病气休暇	原 因	公務上又は通勤による負傷・疾病	療養に必要と認める期間
		結核性疾患	180日以内
		その他の負傷・疾病	90日以内
特別休暇	代表的なもの	産前・産後休暇(職員の出産時)	産前8週間・産後8週間
		結婚休暇(職員の結婚時)	7日以内
		忌引(職員の親族死亡時)	続柄に応じ1日～10日以内
		夏季休暇(夏期の諸行事等)	3日以内(7月～9月)
		子の看護等、学校行事への参加のための休暇	(1年につき) 子が1人:7日、子が2人:10日、 子が3人以上:子の数-2日+10日
	その他16種類		
介護休暇	職員の配偶者、父母等が、負傷、疾病等のため介護を要する場合		6月以内
育児休業	職員の子(3歳未満)の養育		職員の子が3歳に達する日まで

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業・部分休業・育児短時間の取得状況(平成29年度)

育児休業取得者数	うち新規取得者	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数

(2) 自己啓発等休業の取得状況(平成29年度)

大学等 過程の履修	国際貢献 活動
0人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数及び懲戒処分者数（平成29年度）

分限処分者数					懲戒処分者数				
免職	休職	降任	降給	小計	免職	停職	減給	戒告	小計
0人	3人	0人	0人	3人	0人	0人	0人	1人	1人

※「分限処分」とは、職員が長期療養その他の事由によりその職務を十分果たすことができない場合の処分であり、「懲戒処分」とは、職員に職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その職員の責任を確認し、職場の秩序と規律の維持・回復を図るために行う処分です。

7 職員の服務の状況

(1) 職員の兼職等許可の状況（平成29年度）

区 分	許可件数	許可内容等
会社の役員等の地位を兼ねる場合	0件	
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0件	
報酬を得て他の事業若しくは事務に従事する場合	274件	選挙事務従事他
合 計	274件	

8 職員の退職管理の状況

(1) 職員の再就職の状況（平成29年度）

退職年度	再就職先		
	民間企業	公益財団法人	その他
平成27年度	0件	0件	2件
平成28年度	0件	0件	0件

※管理又は監督の地位にあった職員が退職し、離職後2年の間に営利企業等に再就職した場合は、再就職状況を届け出ることが義務付けられ、当該届出内容を公表するものです。

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成29年度）

研修区分	延受研修者数	研修内容等
集合研修 (研修講師による開催研修)	287人	新規採用職員研修・人権問題研修他
委託研修 (研修機関等での研修)	81人	京都府市町村振興協会(税務研修他)・府北部7市合同研修他
合 計	368人	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の公務災害等の申請・認定件数（平成29年度）

区 分	申請件数	認定件数
公務災害	0件	0件
通勤災害	0件	0件

(2) 職員の福利厚生の実施状況（平成29年度）

区 分	実施団体	主な事業内容
厚生制度 (地方公務員法第42条)	宮津市 職員互助会	弔慰金等給付事業・家族慰安事業・体育大会開催事業他
共済制度 (地方公務員法第43条)	京都府市町村 職員共済組合	医療給付事業・年金給付事業・福祉事業(保健事業・宿泊事業・貯金事業他)

(3) 宮津市職員互助会への補助金の交付状況（平成29年度）

区 分	内 容
会員数(平成29年4月1日現在)	339人(うち宮津市職員235人)
宮津市職員互助会一般会計歳入額	28,868,162円
うち宮津市補助金 (補助率)	4,550,360円 (給料月額0.5%(職員負担分と同率))
宮津市職員互助会一般会計歳出額	14,847,518円

事務費	2,078,102円
福利厚生費	789,044円
事業費	6,259,089円
給付費	5,721,283円

11 公平委員会に係る業務の状況

(1) 公平委員会の主な業務内容

- ① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を行うこと。
- ② 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

(2) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況（平成29年度）

区 分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件

* * *

宮津市公告第47号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成30年10月1日から2週間、宮津市建設部上下水道課（本館南棟2階）において縦覧に供します。

平成30年10月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成30年10月15日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
宮津市字江尻及び難波野の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市字江尻及び難波野の一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別
分流式
- 5 略図
別紙のとおり（別紙省略）

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第16号

平成30年第11回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成30年9月18日

宮津市教育委員会

教育長 山本雅弘

- 1 日 時 平成30年9月21日（金）午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ[宮津阪急ビル] 4階
応接会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第17号

平成30年第12回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年 9 月 29 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 平成30年10月 1 日 (月) 午前 9 時 40 分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ[宮津阪急ビル] 4 階
応接会議室

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第11号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成30年 9 月 10 日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成30年 9 月 13 日 (木) 午前 8 時 30 分
- 2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室
- 3 議 題
議案第21号 農地法第 5 条の許可申請に係る意見について
議案第22号 農用地利用集積計画(利用権設定)について

* * *

宮津市農業委員会告示第12号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成30年10月 1 日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成30年10月 9 日 (火) 午前 9 時 30 分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ 第 2 コミュニティルーム
- 3 議 題
議案第23号 農地法第 5 条の許可申請に係る意見について
議案第24号 非農地証明について
議案第25号 農用地利用集積計画(利用権設定)について
議案第26号 農用地利用配分計画について